

# 仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

(第28回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日 時 令和3年6月2日(水) 午後6時00分から午後8時14分まで
- ◆ 場 所 本庁舎 2階第1委員会室
- ◆ 出席委員 ◎部会長 ○副部会長

No.	氏 名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	出
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

## 1 開会

### (教育相談課主幹)

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(第28回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートによる参加をしていただいておりますことをご了承願います。まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

### (小野部会長)

部会長の小野でございます。本日は久しぶりに当委員会公開ということで行われます。それは、前委員会の最後に議論をして公開というふうな結論が出たので、こういう運びになっております。私たちはそれ以前から毎回委員会の最後には次回を公開するか否かについて議論をしておりました。その結果、前回の最終的な結論として本日の公開が決まったという経緯でございます。このことが良い方向に進んでいくことを祈念しております。以上で私の挨拶に代えさせていただきます。

### (教育相談課主幹)

小野部会長ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進めていただきたいと存じます。それでは、小野部会長、よろしくをお願いいたします。

### (小野部会長)

まず、資料について事務局のほうからご説明をお願いします。

### (教育相談課主幹)

委員の皆様事前に郵送いたしました資料は、参考資料20です。前回の部会で事務局に作成依頼がありました論点整理表です。委員の皆様の7月、8月の予定表です。参考資料43です。聴き取り

の予定表です。第25回議事録確定稿等も送付させていただきました。なお、第27回の議事録未定稿等につきましては、現在委員の皆様を確認をいただいております。確定し次第、確定稿を送付させていただきます。

**(小野部会長)**

ありがとうございます。部会長から1点補足いたしますと、配付資料の中の論点表ですけれども、これは前回の部会でもお話ししましたとおり、論点についての各委員の意見をまとめたものになっております。本日は、これは取り扱いませんけれども、委員の皆様においてはこれを読んでいただいて、どうも自分の発言した趣旨がうまくまとまっていないんじゃないかとか、あるいはこういうような発言をしていないとか、あるいはここが欠けているとか、そういうような修正のご意見がありましたら出していただきまして、あと私が最後にその論点についての皆様の意見をまとめた部分の記載がありますけれども、そこについてもご意見を出していただければと思います。これについての議論は次回以降にしたいと思いますので、ご了解ください。最初に、本日の予定ですけれども、協議議題を全て公開とするのか、それとも後半の議題については非公開とするのかということについて、ここで協議したいと思います。本日予定している協議事項は、1番は不登校重大事態について。2番目に児童に対する学校の対応について。3番目…

**(甲斐田委員)**

申し訳ありません。ちょっと音が大きくなったり小さくなったりして聞き取りづらいところがあります。

**(小野部会長)**

また言ってください。大きい声で話します。途中になりましたけれども、3番目として保護者に対する学校の対応というようなものがあって、その後に最後に残っているものとして、ご遺族からの要望書に対する回答と、それから今後の聴き取り調査についてという6点あるんですけれども、最後の2点につきましては、まだ公開するかどうかということを決定しておりませんでした。それについて今ここで決めたいと思うんですけれども…

**(鈴木委員)**

すみません、協議の内容をもう一回ちょっと言ってもらえますか、続けて。部会長さん、すみません。ちょっと聞き取りにくいです。

**(小野部会長)**

分かりました。もう一度申し上げます。まず1番は不登校重大事態、2番は児童に対する学校の対応、3番は保護者に対する学校の対応、4番は保護者に対する教育委員会の対応、以上の4点については、今日全部行けないと思うんですけれども、これについては行けるところまではやる、そして残りの20分、30分くらい時間が残った段階で5番目にご遺族の要望書への回答、それから6番目に聴き取り調査、この6点を予定しております。聞こえているでしょうか。はい、それでは続けます。それで今議論したいのは、この5番、6番については公開ということを決めていなかったんですけれども、まずご遺族からの要望書への回答については、ご遺族からの要望の内容が公開されてしまうと、意見交換が難しくなったり当事者である部会の議論を公開するのが差し障りがあるということで非公開とすべきと考えますけれども、委員の皆様はいかがでしょうか。それから、最後の聴き取り調査については、まさに誰から何を聴くということですので、これは公開の場では議論できないと思うんですけれども、そういう点についても非公開と考えておりますが、この点については各委員の

ご意見を伺いたいと思います。聞こえましたでしょうか。ご意見のある委員の方はいらっしゃいますか。新免委員、お願いします。

(新免委員)

ちょっとあの、小野部長の声が割れてちょっと今聞き取りにくい状態にあります。一生懸命今お付き合いしましたけれども、今後も皆さんのご発言でさらに聞き取りにくい状態があれば、また私のほうからちょっと聞き取りにくいと言うかもしれません。ちょっと、場所が違うからということもあるかもしれないけれども、私の声は聞こえてますね、割れずに。

(鈴木委員)

聞こえています。

(新免委員)

ありがとうございます。そちらのほうでも声がちょっと、鈴木先生がおっしゃったように、かなり我慢して聞かないと聞き取りにくいところがありました。以上です。

(小野部会長)

すみません、大きい声で聞き取れるように話ししますが、今最初の議題、最後の2つについてご遺族の要望書に対する回答と、今後の聴き取り調査についての2つについては、非公開で行うということについて委員の皆様はどうお考えでしょうか。甲斐田委員、ご意見ございますか。

(甲斐田委員)

その2つについて非公開とするという点については、異論はないです。

(小野部会長)

ありがとうございます。鈴木委員はいかがでしょう。

(鈴木委員)

私は部会長さんお話しのように、5番、6番に関しては非公開で賛成です。よろしくお願いします。

(小野部会長)

新免委員はいかがですか。聞こえない。

(鈴木委員)

ミュートされてると思います。

(新免委員)

5番目と6番目の項目について、もう一度、項目が聞き取りにくいですから、ちょっとおっしゃってください。

(小野部会長)

5番目はご遺族からの要望書への回答、6番目は聴き取り調査についてです。

(新免委員)

分かりました。今日こそまで話行かないと思うし、私はペンディングでいいと思っていますけれども、今この段階で公開、非公開というふうに決めなくてもいいような気がします。もちろん方向性としては甲斐田委員のご意見を支持します。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員はいかがでしょう。

(伊藤委員)

はい、特に異論はありません。

(小野部会長)

安保委員はいかがでしょうか。

(伊藤委員)

はい、どちらも非公開でいいと思います。

(小野部会長)

それでは高田委員、いかがでしょうか。

(高田委員)

私は異論はありません。

(小野部会長)

そうしますと、新免委員のご意見はありますけれども、多数の意見として今の協議議題の5番及び6番については、非公開とさせていただくようにしたいと思います。なお、1から4までが全部協議が完了しなくても、残り時間が30分くらいのところでもう5番の議題に入るようにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、本日は、最後のその30分の2つの議題以外については公開で行います。また、本日の後半部分は非公開になりますので、その時点で傍聴人の皆様、報道関係者の皆様にはご協力をお願いしたいところがございます。それでは協議に入ります。1点目ですが、本日は不登校重大事態についての議論です。この点については、前回の重大事態についての議論の続きになりますけれども、改めて諮問との関係の位置づけを整理して申し上げておきますと、諮問事項2の児童に対する学校の対応の一つとして、学校が重大事態としなかったということについて、適切であったか不適切であったかということについての議論になります。そして、これは前回も議論のときに申し上げましたけれども、今私たちが持っている材料や認識に基づいて重大事態に当たるか否かという議論ではなくて、当時の学校の認識や情報を基準にして学校が重大事態と判断しなかったことについて、適切か不適切か、やむを得なかったかということについての各委員からのご意見を伺っていきたいと思います。最初に、鈴木委員の両論というようなお考えがお示しになっているところですので、鈴木委員からこの点についてのご意見をお聞かせください。

(鈴木委員)

はい。調査報告書の案のこれは2章の4の中の3ページのところにあるんですけども、その中にあるように、不登校重大事態ということではじめ防止対策推進法の28条第1項第2号の中に、はじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときというふうな記載があります。それを含めて我々が協議をしたところもありますけれども、結論として、例えば、はじめにおいてという記載があるんですが、その中でこの答申案の中には結論として、判断ということですかね。一つは5月のはじめという事態、それを踏まえてそれが例えばずっと続いている、ないしは30日を超える、超えない状況になったときに、やはりはじめを起因とした相当期間の不登校があるということではじめ不登校の重大事態という捉えも一つあるのではないかというご意見。それから2つ目として、もしかしたらということなんですけれども、10月14日のはじめアンケートの実施ということがあって、そのときに現在はじめは続いていないというところに丸の記載があったという事実があります。それを捉えると、判断のその2つとしてはじめというのはその時点では続いていなかったということの判断からすると、はじめが続いて相当期間欠席をしているということの判断はどうかということ、はじめ不登校の重大事態ということではもしかしたらその時点ではないのではないかとその2つの考えがあるということが、これまでの意見だったのかなと思います。どちらが

どちらということはないと思うんですけれども、そのあたりを皆さんで少し協議を深められればということがあります。以上です。

(小野部会長)

鈴木委員、今アンケートの日付、10月14日とおっしゃったけれども、これ11月14日ではありませんか。

(鈴木委員)

大変失礼しました、そうかもしれません。

(小野部会長)

じゃあそこは訂正した上で、委員の皆様のほうからこの点についてのご意見を伺ってまいります。新免委員、ございますか。

(新免委員)

はい、ご指名ありがとうございます。私の意見は、この委員会の発足して以降、これを重大事態として受け止めてこの調査部会に参加させていただいております。私の立場は終始一貫変わりません。いろいろな資料を読みながら、いろいろな資料の中身を私たちは読み解きながら、いろいろな議論をしてきましたけれども、これが重大事態でなければ私たちは重大ということをどのように考えればいいでしょうか。あまりいい表現じゃないけれども、やはりもっと正直にものを観察すれば、この欠席回数、それが27や28であれ、あるいは30を超えているかということであれ、そのこと自体はやはり軽いことではないと私は受け止めています。学校批判を私は展開してきたのではなくて、こういった問題を手続的に扱おうとするその仕組みそのものが、やはりかなり問題であると感じています。とにかく学校側の対応は、決してこれは十分ではなかったとするのが私は常識だと思います。私たちはこの問題を考えるときに、自分自身のコンセンスをしっかりと持って、どのようにすればこういったことが防げたかという観点が必要です。重大事態であることには変わらないと、私は思っています。実際にこういった事態になることが予測できたかどうかはともかくも、やはり休みがちな子供がいるということ、そしてお母さんも学校に対応を求めているということ、これが軽い事態であるとはとても考えられない。それで一体何なのかなと。前回、私は子供の権利条約を引き出しましたけれども、子供に意見表明権といったものは国際共通理解になりつつあるということ、それが私たちの共通理解になることが望ましいと思います。私はまたこれからいろいろな発言をしてまいりますけれども、私の発言は同じようなことを繰り返し言っているのも、皆さんにすれば、ああ、また言ってるのか、と思われるかもしれないけれども、やはりこれは放っておいてはいけないし、どうすればこれを防ぐことができたのかということを見据えながら、やはりこれを重大事態であると認識せずしてこの問題には取り組めない。私はそう考えています。これまでの意見の繰り返しでした。ありがとうございます。

(小野部会長)

それでは、次に伊藤委員はいかがでしょう。

(伊藤委員)

はい、ありがとうございます。今新免委員からご発言がありましたが、私も本件が重大事態としてなぜ判断されなかったのだろうか、そちらが非常に不思議だというふうに当初から感じておりました。資料をひもときますと、6月27日から校長室登校が始まっています。不登校重大事態の1つの基準が30日うんぬんという目安が示されていますが、それが30日であったかどうかという

機械的なラインをそのまま機械的に捉えてですね、重大事態であったかどうかというこういう議論は非常にナンセンスだと感じています。この6月27日からの校長室登校の中でも、例えば7月5日は16時から登校、6日も15時から登校、これもお母さんに付き添われて学校に来ている。中には、それ以降も学校の駐車場に来たことが出席としてカウントされている等々の非常に不自然な登校の記録、遅刻扱いというものが含まれています。こういったものを含めて考えたときに、もう既に9月、10月の段階で不登校重大事態という認識の下で学校が対応すべきであったというふうに私は考えます。この間、夏季休業期間も含まれているんですね。そうして考えたときに、9月、10月の時点で不登校重大事態という認識の下で対応すべきであったというのが私の見解です。以上です。

(小野部会長)

甲斐田委員、お願いします。

(甲斐田委員)

不登校重大事態の側面からも重大事態に該当するという意見、私もそのとおりです。あと、不登校重大事態かどうかの疑義の理由として、先ほど伝えられた、11月14日のアンケートにおいていじめ現在は続いているというようなご回答があったという点をもって、いじめにより欠席することを余儀なくされている疑いというところ、いじめによりというところに欠けるんじゃないかというご意見について異なった意見なんですけれども、現在は続いているというご回答は、たしか11月14日ですよ、なのでその時点においていじめが続いているというご回答は、いじめによる精神的な影響であるとか、壊れてしまった人間関係だとか苦痛だとかが続いているということは意味しないんじゃないか。いじめは現在は続いているというご回答があったからといって、いじめにより欠席しているわけじゃないという受け止め方はできなのではないかというふうに考えています。さらに申し上げれば、このところ共有できているかどうかですけれども、問題意識は共有していると思うんですけれども、いじめそのもの、それ以上に当該児童を苦しめ続けたと考えられる先生主催の仲直りの会の影響による苦しみであるとか周囲に対する警戒心だとか、そういうものについても、恐らくいじめと強い関連をもって今回の重大事態該当性にも影響してくる事情だとは思いますが、そのときに子供本人だとか親御さんにおいて、それが現在も続いているいじめというふうな認識だとか表現はしないんじゃないかというふうに思われるんです。ですので、不登校の最後のほうであるところの11月14日にいじめ現在は続いているというアンケート回答があったとしても、それはいじめによって不登校欠席というふうなものが続いているということを否定する事情にはならないんじゃないかというのが私の考えです。私は不登校重大事態としても、特に不登校重大事態の疑いというふうな要件が入っている以上、もうこれはいじめによって尋常ではない欠席不登校が続いているという状態にあったわけですから、重大事態該当性には疑いがないというふうに思っています。あとすみません、重大事態に該当するということは、少なくとも本件においてはいじめが重大だったとか悪質だったということは全く意味しません。いじめ自体が特別なものであったということは全く意味しなくて、その後の学校対応ですね、仲直りの会を中心とする学校対応の問題性が不登校であるとか心身であるとかに当該児童に悪影響を与えて重大事態に結果もたらしたというふうに考えています。以上です。

(小野部会長)

安保委員、いかがでしょうか。

(安保委員)

不登校重大事態かどうかというところは、割と微妙なところは含むかなと思いますが、いじめにより相当期間欠席する、確かにいじめがきっかけではありますけれども、それが30日前後に長期化するというのは、また別の理由もあったかもしれません。ただ、今甲斐田委員がおっしゃったように疑いということまで、そこが定義に含まれているので、不登校重大事態というふうにみなしても構わないぐらいの考えかなと思います。ただ、何度かこの会議で言っていますが、不登校なのか不登校重大事態なのかどうかとはちょっと別なんですけれども、やはりいじめにより重大な被害が生じたという申し立てが保護者などからあった場合には、やはり対応すべきだというふうなことも書かれていますので、その重大事態のジャンルに関わらず、重大事態とみなしてよかったのではないかというふうに思います。

(小野部会長)

高田委員、お願いします。

(高田委員)

いじめということに関して言えば、やはり母親のほうから何度も教育委員会ないし学校のほうに取り組みをお願いするという形で、学校、保護者含めて、いじめに関して取り組んでいる最中のそういう出来事なので、やはりいじめによりという文言は成り立つのではないかと思います。で、起こっていることを、出席とか教室に行けないとか、あるいは心身の不調を訴えているとかを考えれば、やはり学校としては重大事態と捉えて対応すべきだったのではないかというふうに考えています。以上です。

(小野部会長)

最後に私の意見を申し上げます。これはもう鈴木委員や甲斐田委員から出ましたように、この重大事態というのはこの今起きているいじめや、あるいはその結果が重大事態という議論ではなくて、いじめ対策防止法28条1項の重大事態に当たるというふうに学校が考えなかった点がどうかというのが問題なわけです。この不登校重大事態の場合は、いじめによる不登校ということになっているわけです。この不登校の日にちについては、ご遺族側と学校との認識が異なっておりますけれども、ご遺族側の認識を前提にしてその日数を見てもみますと、欠席が7月は3日、8月は4日、9月は6日、10月は10日、11月は9日ということで、合計すると32日になっております。ただ、今申し上げた日数で明らかなおお、10月、11月の不登校日数が多くなっておりまして、そうしますといじめによる不登校という場合にもう少し突っ込んで考えると、どういうことかということ、まずいじめがありまして、そのいじめによってまたいじめられるかもしれないから登校したくない、あるいはいじめた者と顔を合わせたくないから登校したくないというようなのがいじめによる不登校ということだと思っておりますが、その関係から行くと、今までこの委員会でも議論してきました5月16日のいじめ、あるいは6月下旬のいじめというものと、その後の不登校の生じた時期の関係が、それより時期が後から出てきている10月や11月の不登校が目立って増えているという点について、ややその因果関係に疑問があると私は考えるところです。また、学校側関係者は、誰一人として重大事態とは考えなかったというふうに述べております。そして、私たちが手分けして聴き取りをした際に、それじゃあどういう理由で不登校になったということなんですかということをももちろん追及して聞いているわけですが、それに対する学校側の回答は、その当該児童の生活のリズムが乱れてしまっていて、それで例えば朝8時半になっても起きられないとか、そういうことで不登校になった、そういうような見解等が、その他の理由が述べられています。ですから、学校としては、いじめによる不登校

と捉えていなかったというようなことが聴き取りによって明らかになっておりまして、そのことについて甲斐田委員のおっしゃるように、いや、疑いはやはりあるんじゃないかという考えも私も理解するところではあるんですけども、やはり教育に携わるその当該児童に接していた方々がそのように捉えていたということについては、全く考えていないというようなのはとんでもない不適切だというふうに言えるのかということについては、今申し上げたような理由からやや躊躇を覚えるところであります。一点、もし重大事態だという委員の方々いらっしゃるとすると、どの時点で重大事態になっているというふうにお考えでしょうか。例えば、甲斐田委員はどの時点でこの不登校重大事態になったというふうに理解されているのでしょうか。教えてください。

(甲斐田委員)

まず、30日というのは目安に過ぎないというようなところは注意喚起されているところで、疑いという水準でいうと、先ほどカウントした欠席というのはいわゆる完全欠席ですかね。遅刻、早退、つまりいわゆる校長室登校については出席扱いですか、それとも欠席扱いですか。

(小野部会長)

私が申し上げたのは校長室登校も出席扱いです。

(甲斐田委員)

目安に過ぎない30日というようなところを…うーん、考えると、正常な登校ができなくなっているというようなところが、すみません、スタート地点が鈴木委員のものを前提とすると、6月25日以降体調不良が目立ってきている。6月、7月、8月、9月。これは数字でね、30日が目安なんだから8掛けで7掛けでというようなそういう性質のものではないけれども、30日を目安にされたというのは、短期的なすぐにリカバリーできて、正常というか標準的な教室登校ができるようなものではないというようなことが予測がつくというか分かり始めるというようなところで、なので、例えば6月いっぱい時点で疑いを持たなかったというのは、6月25日から始まって数日程度だから体調が良くなったら戻ってくるだろうなというような予測を立てるのは一般的なことなので、なので例えば6月の時点で疑わなかったことについて問題があるというふうには考えないです。次に7月ですよ。通院、頭痛がひどい、体調不良というようなものが出てきている、6月、7月。そしてもう8月、そうですね、体調不良、体調不良。従前との比較という面もあると思うんですけども、当該児童、1年生とかこの6月以前に体調不良が頻繁であるとか不規則登校が頻繁であるとかいう事情はなかったはずですよ。なので、そういったことも前提として考えると、もうだんだん疑わしくなってくるということですよ。6月で疑わないのはやむを得ない。7月くらいから怪しくなってきて、8月でしょう、9月、そうですね、これはもうどこから疑うのかというのは線は引けないですけども、8月、9月くらいからこれは何というのかな、学校限りとか校長室限りで対応するような問題ではないというような問題意識を持つべきだったのではないかと。ましてや10月になると、そうですね、8月は夏休みとしても7月、9月、健全な登校ができていないというようなことだとすると、もうどこで疑うというのは感覚的な話になりますけれども、9月で疑わなかったのはどうなのか。10月はこれはもうというような、そういったところですね、はい。

(小野部会長)

甲斐田委員、突然無茶振りして申し訳ありませんでした。というのは、これは法律の効果として重大事態だということになると、これは学校に行かせられる義務として学外の第三者を入れた形の組織を形成するということの義務が発生するものですから、そういうものについての発生時期といいます



かね、どの事態をどの時点で重大事態というふうに捉えるかによって、どの段階で学校にそのような組織発生義務が発生するのかなということでもちょっとお尋ねしたんですけれども、ほかの重大事態を認めるという委員の方でこの点について何かご意見ございますでしょうか。伊藤委員、お願いします。

**(伊藤委員)**

はい。ええと、今その根拠を部会長がその判断の根拠を示してもらいたいということだと思いますが、このどこというものは、この状況が改善しなければ継続するわけですから、やはり一つの目安が30日だということが示されているんですけども、これは早めに対処すべきだということは恐らく皆さんの共通認識になるんじゃないかなと思うわけです。このあたりは、これは仙台市のもうこの事案発生後にですね、平成31年4月2日にいじめ防止対策の徹底についての通知が出されておまして、この事案を踏まえてということかもしれませんが、このいじめ事案の報告についてというところに書いてあります。過去にいじめを受けた（その疑いがあるものも含む）児童生徒が欠席日数15日に達した時点で確実に教育相談課へ報告するとともに、不登校重大事態の可能性を踏まえ、踏み込んだ初期捜査を進めていくことと。ここで、なぜ15日という欠席日数が出てきているのか、もちろんこういう事件が起きたからということもあるかもしれませんが、良識的に考えて、この15日程度の欠席が過去にいじめを受けた、またその疑いがある者が15日程度不登校の状態に陥ったという場合、やはり重大事態の可能性を検討すべきだと、疑うべきだということは、この教育委員会の通知からも明らかだと思います。それで、これで言うと10月16日で15日に達しているわけです。ただ、私は先ほどから申し上げていますように、学校に6月21日にこれまでの関係児童間で起きた、この児童間の問題がエスカレートして、泣きながら登校するというこういうことがありました。そういったことを踏まえて、体調不良を訴えて登校できなかったお子さんに6月27日から、校長先生から促して校長室登校につながったというこういう経緯があります。ただ、これもですね、実際は校長室に遅刻していったといっても、このお子さんが非常に気分が不良の中で登校できなかった状態をご家族が非常に努力して、夕方からでもお子さんを連れて行ったというこういう経緯がきちんと記録されているわけですね。これは熱心なご家族だったからこそ遅刻出席扱いになっているのであって、そうであればお子さんはこれ不登校の状態だったわけじゃないですか。そうであれば、この間の遅刻として記録されている例えば7月の二十日間とかですね、8月、9月のかなりの日数は不登校であった可能性は十分あるという判断の下で、重大事態となぜ認識できないんでしょうか。そうした疑いをもって、少なくとも学校側が真剣にお子さんから聴き取り、初期対応をしたならば、こういうことにつながらなかったのではないのでしょうか。以上です。

**(小野部会長)**

ありがとうございます。この論点について各委員から意見を聞きまして取りまとめをしますと、大体の委員の方のご意見とすると、不登校重大事態に当たるんだと。それについてそういう認識を取らなかった学校に問題ありというようなご理解で多数意見が形成されているというふうに考えられるところですが、新免委員、何かございますか。

**(新免委員)**

それでは、先ほど発言しましたので、今回はちょっと短く発言いたします。小野部会長のほうから統計的な数字を示されて、秋以降に欠席回数が増えているというその数字を示されたわけですけども、そして最後、非常に残念な結果になってしまったのは、ずっと遡っての彼女が受けた仕打ち、またそのことでお母さんを含めて苦しんでいたわけですけども、そういったことと切り離して違った

論理というか違ったロジックを持ち出されていると私は思います。問題のすり替えが行われています、巧妙に。やはり、これは本人たち苦しんだんじゃないですか。皆さん、そう思わないですか。それだけ苦しんでいるんですよ。そしてだんだんに欠席回数多くなったんじゃないですか。亡くなったのはその本人たちが悪いんですか。そんなことは一つのロジックでしかないです。全く他人行儀ですね。こういった問題については、常に当事者がどのように苦しんだかということについていつも私たちは想像力を働かせないといけないです。こういったところに、こういった調査部会という極めて重大な場に違ったロジックを持ち出すのは、それはまともな議論ではないです。そういった議論がしたければ、ほかのところでお遊びでやればいいですよ。まるで放課後の教室の授業みたいになっちゃう。そんなことを今私たちはやってるんじゃないかと、法律論じゃなくて教育の問題を論じているんですよ。やはり問題をはき違えちゃいかんと思います。この親子が悪いんですか、そもそも。ここまで苦しんでいて、苦しんだ人が悪い、それはないでしょう、そう思いませんか。以上。同じことを何回もこれまで言ってきましたけれども。

**(小野部会長)**

鈴木委員、今、全委員からの意見を聞いて大体取りまとめをするに当たって、なお確認したい点がございましたら、どうぞよろしくをお願いします。

**(鈴木委員)**

ありがとうございました。本当に皆さんのご意見というか、やっぱり不登校重大事態ということに関してですけれども、やはり、いじめというものが、ある程度、相当期間続いていて、やっぱり欠席することを余儀なくされた。それは皆さんのご意見の中に本当に確かにそういうことがあったと思います。ただ、小野部会長のほうからもありましたけれども、そういった状況になったその要因という部分で、我々は正確になかなか把握しにくいということがあると思います。ただ、今、新免委員からもありましたけれども、当然、ご遺族の方の状況等、そういったこともあります。当然それはそうなんです。ですので、やっぱり我々としては、不登校に関する重大事態ですけれども、それに関しての欠席日数、それもあるし、それからいじめの実態もあるし、そういったことを踏まえて、答申というか調査報告書を書いていく必要があるんじゃないかなと思います。ただ、あわせて、小野部会長の方からもありましたが、そういった11月14日の調査の結果を踏まえつつ、そういったところも多少、調査報告書の中には加味していく必要があるのかなと思います。その理由としまして、やはり学校というのが、例えばですけれども、そういった規定の日数、例えば5月、6月、7月、8月ということで、5月がゼロ、6月が例えば2日とかというふうな形のデータも出ておりますけれども、どこで判断するのかって結構難しかったのかななんて思っています。例えばそういった不登校の子たちを、例えば10日ぐらいでこういった重大事態と捉えて学校が対応した場合、組織的なところにやはり無理があるということもあるので、その辺りもやはり加味していく必要があるのかなと思います。やっぱり、最終的には、学校というのは本当に不登校で困っているお子さんにどういう対応をするのか、やっぱりそれが重大事態に陥らないようにどういうふうに対応するのかというのが非常に大事なところもあります。そういったことを踏まえて、学校としてそういった子たちにきちんと対応できるような体制というのを、我々が作る調査報告書の中で、今後こういったことが起きないようにということを踏まえてまとめられればと考えております。以上です。

**(小野部会長)**

甲斐田委員、ご意見ございますか。どうぞ。

(甲斐田委員)

今の鈴木委員のご発言に関してなんですけれども、2点なんですけれども、まずすみません、細かいところなんですけれども、いじめが続いてというような前提のご発言があったかと思うんですけれども、いじめの事実認定において、いじめが多いとか継続していたとかというのは我々認定していないというところは一致していると思います。散発的なものであって、多いとか継続しているとか、いじめが続いていたことがというような前提ではなかったかのように思います。そこは1点確認です。あともう一つは、学校が不登校重大事態の判断が30日の、学校の校長室登校も登校だであるとか、夕方来ても登校だであることを前提とすると30日に割とぎりぎりのところに行くというところで、学校の判断が難しかったんじゃないかというようなご意見がありましたけれども、そこは私は異なる意見です。聴取等において、いろいろな立場の先生方に分担して聴取を行ってきましたけれども、これは学校の意見としては重大事態該当性について、迷ったけれども否という判断をしたとか協議したというお話は一切ありませんでした。全員が重大事態に該当しないことについて疑いがない、疑ってもない、そして、多くの先生は今も疑っていないというようなご発言をされています。難しかったという部分があることは否定しませんが、それに対して学校の様々な立場の先生方が全く疑っていない、今も疑いがないと信じているというようなお立場であることは、そこはむしろ批判的に指摘した上で、再発防止に生かしていかなければいけないというふうに、そういうふうに考えております。

(小野部会長)

その他、この不登校重大事態についての論点について、補足的に意見がありましたら。よろしいですか。どうぞお願いします。高田委員。

(高田委員)

先ほど、小野部会長が、もし重大事態だと学校が認定していれば、外部機関等、委員会なりなんなりを策定しなければいけないというふうにおっしゃいました。ということは、この長い期間、お母さんを含めて、教育委員会、学校に解決を訴え出ても解決できなかったわけですから、もし学校が重大事態と認定して外部とつながる、あるいは教育委員会ときちんとした委員会を作って対策をしていけば、もしかすると本当の重大事態にならなかったかもしれないということもちょっとあるのではないかとこのように感じています。このガイドラインの中には、やはり重大事態と認めないでどんどん追い込まれていく例が何例か載っていますけれども、やはり疑った時点で取り組みはきちんと進めるといことが大事だったのではないかなというふうに感じています。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに、この不登校重大事態の論点についての補足のご意見表明のある委員はいらっしゃいますか。安保委員、よろしいですか、特に。それでは、この議論については、私のほうで取りまとめもして、大体委員の皆様の見解はまとめたつもりですので、そういうことで、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、当該児童に対する学校の対応についてということですが、このうち、仲直りの会については今まで原稿をベースにして検討をある程度してきたところですので、本日はちょっと答申案に明示されている部分ではないかもしれないんですけれども、それ以外の学校の対応ということでちょっと議論したいんですけれども、まず一つは、6月21、22日の事態を経て、校長先生のほうから当該児童と関係児童とが別々に登校したらいいんじゃないかという話があって、別登校になっております。それまでは、この小学校の場合は、登校・下校の体制に

については特に学校は何の指示もしないというようなことでやっておったようですけれども、6月21、22日の再度のトラブルの後に、そういう校長からの指示で別登校になっております。このことについて、委員の中でご意見がございましたら言っていただきたいと思います。安保委員、ございますか。

(安保委員)

ちょっとあまり考えていなかったことではあるんですけども、一時的にでもストレスと離れることは心身の安定につながるかと思しますので、短期的にはよろしかったのではないかなというふうに思います。

(小野部会長)

甲斐田委員、お考えございますでしょうか。

(甲斐田委員)

すみません、ちょっと私も準備していないところではありますけれども、この別登校の提案というのは3人ばらばらという意味ではなくて、関係児童2名1組、当該児童は別という意味ですよ。

(小野部会長)

はい、そういう意味で申し上げました。

(甲斐田委員)

はい。そうすると、それこそドクターの委員であるとか、教育や児童心理の専門の委員のほうが適切なお答えができる場所とは思いますが、弁護士としてというより一般的な人間というか、子供時代の心境とかを考えると、つまり、同級生3人の女の子、女兒で、2人は一緒、自分1人は1人というようなご近所登校をしている中で、結構長い時間の登校の中でそういうふうになるというようなことは、もちろんいじめだって嫌ですけども、そういうふうなね、小学校低学年って、ほんと友達の比率というのが、それ以前は親のほうが大きいんですけども、どんどん友達が生きがいというか、どんなおもちゃよりも、どんなアニメよりももう友達が最高みたいな感じになる女の子が多いと思うんですけども、そういう中で、3人一緒に登校している中で2対自分は1人ぽっちというようなことが、どうなんだろう、どれだけ心情を傷つけることなのかについて、もし校長先生がそういう提案をされたとしたら、そういう配慮がされていたのかというようなところが、懸念するところがあります。でも、ちょっとこれは単なる経験的なところなので、専門性のある委員からご意見をいただけたらなと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。それでは、伊藤委員、専門的な知見からいって、この別登校ということについてご意見ございますか。

(伊藤委員)

そうですね。以前から学校のこの登校、子供たちの登校指導の在り方が不十分ではなかったのかというお話をしてきたところです。一般的に、集団登校をするときに、小学校5年生、6年生の子供をリーダーとして登校するケースが多いと思います。登下校中の事件、事故、トラブル防止という観点からも、1年生、2年生のお子さんを個別に登校させるということは適切ではない方法だと考えられます。それで、この時期を見ると、別登校を指示した頃から学校に行きたくないというような、行けないというような状況も見いだせることを考えると、3人の関係の中でいろいろなことがあって、非常に当該児童の心理的なプレッシャー、ストレスもあつただろうと思いますが、ただ切り離して別々で登校しなさいという指導が、その後、この当該児童の登校状態の改善につながっていないということ

を考えますと、それ以上に誰か登校を近所の上級生にお願いするとか、そうした手当てがあってもよかつたのではないかなというのが私の正直な印象です。以前もお話ししましたが、我が家も小学校1年生、2年生の頃には絶えず登下校中にいろんなトラブルが起きていました。そうしたときに、1人だけではとても対処できません。また、低学年だけ、2年生ぐらいの子供同士で対処できないことも多々あるわけです。こうした登校方法の検討がなされなかった、つまり、このいじめと認定した出来事が登校中に起きていたことが多かったということを踏まえて、十分に検証されなかったことがこのような場当たりの対応につながったのではないかというのが私の見解です。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。鈴木委員はお考えございますでしょうか。

(鈴木委員)

6月21日以降の登校の状況についてということだったんですけども、6月21日のトラブル、それを何らかの形で学校としては解決する必要があったということで、こういったことから分けて登校というふうになったのだと思います。今、伊藤委員からもありましたけれども、ただその際に、やはり2年生という状況を考えてときに、具体的な状況はちょっと分からないんですけども、どういうふうな指導を具体的にされたのか。ただ、別に登校しなさいなのか、違う方とペアでというふうな配慮があったのかというのが結構大きなところがあると思いますけれども、そういったことで、取りあえず分けて登校というのはいいと思うんですが、その後の指導がどうだったのかというところが一つ課題だったのかなと感じます。以上です。

(小野部会長)

新免委員はこの点についてご意見ございますか。

(新免委員)

専門家の先生方のご意見、私はいろいろと学ぶべき点がありました。それで、この登校の形というのは、私はこの委員会発足当初から気にしておりました。実際、私は今年、実際にその小学校の周辺、そして通学経路を自分で教育委員会の人たちに案内されて歩いてみました。またそういった文章は改めて近所の風景を含めて書かせていただきます。コンクリートが主体の風景の中で、どっちが悪いとかといったこととはまず別に、あのような空間というのは、歩いている大人の私にとっても、いつも楽しいなという感じはあまりしませんでした。子供たちはましてそうじゃないかなと、ちょっとそういったことを考えました、先ほどの登校の仕方については、今後は、やはり具体的に工夫する必要があると私は皆さんのご意見を伺いながら感じた次第です。やはり、子供たちももう少し安心して歩ける、そういった手だてがほかになかったものか、これは私自身も今、自分自身が考えないといけない課題としてそう思いましたね。ありがとうございます。

(小野部会長)

高田委員、この点のご意見をお願いします。

(高田委員)

一応、仲直りの会のときですけれども、子供の意見表明権という言葉がありますが、一緒に登校したいとか仲良くしたいとかという子供なりの意見が3人ともから出ていたということ。ただ、それを大人の側、校長先生、お母さんもそうですけれども、大人の側から分けて登校しなさいということで、そのときの子供の意見ってどうなっていたのかなというのがすごく気になっているところです。分けて登校を一時的にするのはいいですけども、じゃその後ずっとそうするつもりだったのか、どうい

う計画をしてどういうふうに行っていたのかということも全く見えていないところが一番の問題なんじゃないのかなというふうに感じています。以上です。

**(小野部会長)**

私も最初は二度目のトラブルが起きたわけですから、それを回避するために別登校というような指示を校長がしたことについて、やむを得ない部分があったかとも思ったんですけども、やはり、もう少しきめ細かくどのように登校することが当該児童及び関係児童にとって最もよいのかということや学校としてよくそれぞれの児童の意見も聴きながら決めることができたらよかったように思います。翻って、そもそもこの当該児童と関係児童2名は小学校2年生の4月から新しい登校体制で2年生の児童3人での登校になって、そのことにもしかすると問題があって、もう少し上の学年の方も一緒に登校してくれるとか、あるいはそのほかの方法での別の方のバックアップとかいうことがあれば、そもそもこのトラブルとかもあまり起きなかったんじゃないかというようなことにも考えております。大体以上でございますが、甲斐田委員、どうぞお願いします。

**(甲斐田委員)**

すみません、高田委員から仲直りの会のところの言及があって、ちょっと思い出したんですけども、仲直りの会の時点で、当該児童が仲直りできないんだったら別登校にするというようなことを先生から水を向けられて、それははっきりと嫌がって、別登校は嫌だ、一緒に登校したいというような、そういう流れ方をして、恐らくは泣きながら、不本意だけれども手を重ねて仲直りの形を取るといって、納得してなくてもそういう形を取るほど別行動は嫌がっていた、怖がっていたというようなところがあるわけですね、仲直りの会の時点では。そうすると、そこから一月程度ですかね。6月21、22日を踏まえて別登校の提案があったとき、そういう当該児童が別々に登校することははっきり嫌がっている、怖がっているというところについて心境の変化があったのかとか、今も嫌がっているんだったら、そういう苦しみをどういうふうにフォローするかみたいな、ちょっとそういう観点があったのかどうか。今出ている情報からは全く見て取れないというふうに思われるんですけども、子供の意見表明権というような切り口でのことも教えていただきましたけれども、やっぱり、近い時期にいじめの解決は望んでいても別行動は望んでいない、嫌がっている、怖がっているというような子供に対して別登校というような提案解決を示すというのは、よっぽど慎重で、そのときの子供の気持ちを確認して、不本意ならばフォローの方法を考えてというふうでないとやっちゃいけないことなんじゃないかと思いました。

**(小野部会長)**

はい。それでは、別で登校するということについての論点については、補充の意見はございませんか、よろしいでしょうか。それではその程度にしまして、次に、いわゆる校長室登校についてです。これも当該児童に対する学校の対応としてどうだったのかと。これは校長が決めてやった措置のようなんですけれども、対応のようなんですけれども、校長とすると、関係児童と同じ教室に当該児童を入れないほうがよかろうという判断で、当該児童は校長室にいて校長先生と一緒に勉強しようということや始まっているようなんですけれども、この点についての各委員の評価といいますか、ご意見について伺いたいと思います。では、これも安保委員からお願いします。

**(安保委員)**

この辺の経緯を今ちょっともう1回見ているんですけども、6月21日のトラブルがあって、22日も別々に登校して、25、26が欠席で、その次の水曜日、27日から別室登校ということで、

どういふふうにしてこれが決まったのかちょっと分からないので判断難しいんですけども、一般的に別室登校という場合にはそれなりの教室みたいなところが用意されていることもあって、そこに時間の空いている先生方が勉強しに行ったり様子を見にいたりということはあります。不登校という認識であればそれでよろしいかなと思いますけれども、そういった部屋があったのかどうかということ、あったのかなかったのかというのが、まずその点に関しては知りたいところではあります。一方で、やはり教室に入れないということでしたら、そうした別室があるのかあるいは校長室に行くのかということで考えると、やはり、さっきの3人で登校することを避けたことも短期的にはよかったのではないかというふうな考えと一緒に、取りあえず一緒に教室にいるのであれば、それはストレスフルだろうから別のところへ通うという提案というのは短期的にはあり得るだろうなとは思いますが。ただ、やはりこの状態はお子さんやご両親にとっては不本意な結果でしょうから、より本腰を入れた対応というのはもちろん望まれるとは思いますが。

(小野部会長)

高田委員、ご意見をお願いします。

(高田委員)

ここもまた、だから、子供の意見表明と考えれば、本人がどう思っていたのかがちょっと資料の中から見えてこないところがあります。あと、やっぱり学習支援がなければこういうことってやっちゃいけないと思うんですけども、何か計画的に学習支援を受けている様子もなかったようなので、この辺もちょっと言い方は悪いですけども、ちょっと場当たりの感じがするので、どのような計画を立てていただいたのかがちょっと見えてこないところが問題かなというふうに感じています。以上です。

(小野部会長)

それでは、次に鈴木委員はご意見ありますか。

(鈴木委員)

今、高田委員の話がちょっとあまり聞こえなかったんですけども、重なったりとかしたら申し訳ありません。基本的に、学年ないしは担任の対応というのが基本だと思うんですが、それがなかなか難しかったという状況で、校長が自分のところということで引き取っていただいたのかなと思っています。学校によっては校長室登校というのが結構あるような形だと思いますけれども、やっぱり、我々がきちんと見ていけなくちゃいけないのは、一時的なものであって、それが長期的にあまり及ぶというのは望ましくないんじゃないかなと思っています。実際にいろんな資料の中で学級に戻したり、それから、行事と一緒に参加したりということが見えるんですけども、それ以上の関わりというのがなかなか我々からも見えていないというところもあったので、学年ないしは学級の対応、例えば先生方ばかりじゃなくて子供を使ってとか、そういった対応もあったのかなと私は感じております。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員はいかがでしょう。

(伊藤委員)

校長室登校について、今、全体の評価をしろといっても、ちょっとまだできないところではありますけれども、そうですね、そもそものところがなぜこの校長室登校を促したのかというところの前提となる認識がどうだったのかというところがまず最大の問題点かなと思います。つまり、これまでの

聴き取りでも明らかなように、いじめはあったという認識が学校にあったにもかかわらず、これが先生の共通認識にはなっていない。そして、また、重大事態という認識も取らない中で、この今回の校長室登校がいじめに基づいた不登校重大事態だとか不登校にきちんと対応した対策として取られたものであったとは言い難い節があります。つまり、先ほども私は場当たりのという言葉を使いましたが、教室に入れない、学校に来たくないのであれば、代わりにじゃ校長室に来てみるというようなものであったとするならば、これは何らかの例えば中長期的な方針があって取り組まれたものとは考えにくいわけですね。そして、校長室登校の内容についても、やはりきちんと学習がそこで提供されていたかどうかということも、これまでの資料の中では決して十分なものではなかったと思います。それから、一時的にこうした形での校長室なり保健室なりの登校をした場合に、復帰に向けてのプランが必要だと思います。しかし、そうした復帰に向けてのプランというものが、これまでの資料においては見いだせていません。そういったところから、今回のこの校長室登校が決していじめ問題の対応として取り組まれたものとは言い難いということが一つと、この校長室登校の目的やその上の内容、そして、この復帰に向けてのプランニングについては不十分ではなかったのかなというところが、今私として、この校長室登校について言えるところです。以上です。

(小野部会長)

次に、新免委員、ご意見ございますか。

(新免委員)

今、校長室登校についていろいろとお互い意見を交わしているわけですが、私はこういうふうなことを今感じました。校長室登校の当事者以外の生徒たちには、この校長室登校というものがどのように見えていたのかな、ということです。例えばそういった関心は前からあったんですけども、そのことは別の方の聴き取りを通して、なるほどね、あそこへ行きやあ、もう何か自分たちとは違ったところに行くんだよというような印象を生徒が持っていたことが分かりました。もちろん、全部が全部そうじゃないかもしれないけれども。そのようなことを聴き取ることが実際できました。同じ小学校ですよ。実際、もちろんほかの生徒たちの全ての意見を聴いているわけじゃないけれども、校長室に行ったからよかったね、じゃまたみんなと一緒に仲良くやろうねというような、そんなふうには機能しなかったと考えられます。あの子はあそこへ行ったんだよという、そういった空気が何となく漂っていたのじゃないかなと思います。もちろん、私は学校側がやったことが全て悪いと言っているんじゃないですよ。そうじゃなくて、やっぱりそれは校長室登校という形もあり得るんだと思うんです。でも、そこでみんなと楽しく弁当を食ってるわけじゃないのであって、あそこへ行けば、もうこれはあまりよろしからぬんだというような感覚は、生徒たちの間では一定部分は共有されていたんじゃないかなと思います。違った空間に身を置くことは時にはいいこともあるけれども、果たしてあのような一定の空間の中で違った場所へと身を移される側の身になったときに、またその姿を周りの生徒たちが見ているということを考えると、校長室登校は一つの方法としては理解できるけれども、必ずしも十分効果的にそれをうまく使えるかどうかとなると、私はやっぱり今回の場合は十分学校側の意図とは違って、うまくそれが機能しなかったんじゃないかなと、そういう気がいたします。校長室登校を否定はしませんけれども、しかし、それを生徒たちはどう受け止めていたのかなという、そういったことを今私は言いました。以上です。

(小野部会長)

甲斐田委員、お願いします。



(甲斐田委員)

高田委員、伊藤委員からは場当たりというような評価がありましたけれども、その点について私も非常に同感します。場合によっては、今回の件については場当たり以上の問題性があるのかもしれないというようなことも感じています。校長室登校で何をやってたかというところについては聴取もあったところですが、教育課程に沿った内容は少なく、遊びのほうが多かったというようなことだったと思います。パーラービーズとか、小学校低学年の女の子にすごく人気のおもちゃであるだとかを校長室に置いて、そういうもので遊んでいる時間が多かったというようなところを教えてくださいましたと思います。そういうような校長室登校そのものについては私も否定するところではなくて、教室登校が難しい子供に完全な不登校にはさせないためのつなぎであるとか、ステップ的な支援としてはそういう時期もあるというところは理解します。けれども、本件においては、じゃ教室登校に戻すであるとか、教育課程に沿った勉強をさせるであるとか、そういったところに向けた具体的な計画というのは全然なかったというふうに見ています。じゃそういうふうには教室登校や教育課程に沿った勉強をさせる計画が立てられないんだとしたら、そこはきちんと不登校重大事態、重大事態であるというようなことを受け止めて共同した解決体制を作るということも、それも全くなかった。重大事態には全然当たらないからという認識でというようなところで、そういう中でだらだらとそういう遊びが多い校長室登校を長期間続けているというところは、今回については、この期間のこの頻度の校長室登校というのは問題があったというふうには考えています。さらに踏み込んで言えば、欠席日数や不登校重大事態についての学校の受け止め方の態度であるとか、欠席日数の伝え方についてトラブルがあったことは委員把握しているところだとは思いますが、そういうところを踏まえて考えると、すごく、何だろう、ただこういう見方もそんなには的外れではないと思います。おもちゃで釣って、ああいう年の女の子の好きなおもちゃで釣って、とにかく校長室に短時間でも出させれば不登校日数にカウントしないで済むというような思惑があった可能性も否定できないんじゃないかというふうには私は受け止めています。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。最後に私の意見を申し上げますと、私も皆様の意見と共通の部分が多くて、校長が、当該児童が関係児童がいる教室に入りにくいということから、善意の意図で、ただ場当たりのいいですか、思いつきで始めたような部分はやはり否定できないのかなと。だから、校長室登校を始めるに至った意図としては、当該児童が何とか学校に来られるように関係児童のいる教室に行かなくても登校できますよというような思いで始めたんだとは思いますが、どうもその経緯を見ると、記録上、当該児童の意思、意向を確認していないし、それから保護者にもこういうことをやりますけれどもどうですかというような意見を確認していないようです。そして、伊藤委員からもありましたように、その間どのような教育計画とかいうこともなくて、甲斐田委員おっしゃるように、多くの場合遊んでいた折り紙をしたりということで、そうすると、場合によっては学習の遅れとかそういう問題も出てくるし、そうすると、それは保護者の方からすると、こんなに学校の普通の教室での授業が受けられないのがいつまで続くんだろうかという不安にもつながったのではないかと思います。現に、学校側の聴き取りによると、この校長室登校は相当長期にわたると思っていましたみたいなことを発言される方もいますね。ですから、そういうことからすると、きちんと年限を切って、いつまでにこうするかという計画に基づいたものじゃなくて、思いつきでやってしまったというような感想は否めないところでございます。私の意見は以上ですが、そのほかに校長室登

校について補充が…、伊藤委員お願いします。

(伊藤委員)

ありがとうございます。今、小野部会長から校長室登校の先生方の聴き取りについて、つまり、校長室登校に関する先生方の認識についてのお話がありました。一方で、資料7の例えば3ページとか、資料7-2の辺り、ちょっとこれは資料名は言わないほうがいいと思いますので、資料7-2に、保護者、お母さんが教室への復帰などについて非常に不安に感じているという、こういう記載があります。こういったことが複数、この辺りの議事に出てくるということは、やはりこの校長室登校の内容やその見通しについて、保護者ときちんと共有できていたのかというところについては、できていなかった可能性が大きいというふうに感じました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。校長室登校については以上の程度でよろしいでしょうか。それでは、大きなテーマでいくと、当該児童に対する学校の対応ということで、今まで仲直りの会、それから、本日、別登校にしたこと、そして、校長室登校について皆さんの意見をお聞きしたんですけれども、それ以外の点で学校の当該児童に対する対応について何かご意見とかあるいはこの点についてもちょっと問題性があるんじゃないかとかいうことがあれば出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、伊藤委員どうぞ、お願いします。

(伊藤委員)

学校側の対応で、非常に問題点として、これまでも、今回の論点の中にも記載されている第2章の4の(1)ですね。8月24日に当該児童が、いじめられているし、死にたいというお手紙を書いて、母親と一緒に学校へ来たということのこのお手紙の取扱い、取扱いだけじゃなくて受け止めについての件について、もう少し議論できればと思います。私は前回から、このお手紙は明確なこのお子さんの意見表明であるというお話をしました。子どもの権利委員会のほうが2004年9月17日の勧告及び一般的注釈の中で、こうした権利は年少のお子さんから年長の全ての子供にあるんだと。そして、これはこの意見の表明に対して大人側がしっかりきちんと受け止めて聞いていかなきゃいけないということを受け止めて、意見を受け入れて対応しなきゃいけないということを示しています。そして、今回のこの事案の非常に大きな特徴、特性としまして、やはり、小学校2年生の8歳の子供たち、そしてお子さんの出来事だということだと思います。以前もお話をしましたが、この8歳という具体的操作期であり、また9歳、10歳の発達節目以前のお子さん、これは9歳、10歳の節目というのは、発達が飛躍する時期ですが、その前のお子さん、以前、鈴木委員は一般的ではそうかもしれないが、この事案では当てはまらないかもしれない、当てはめるべきではないのではないかというお話もいただきましたが、ちょっとそれについて私は意見を述べさせていただきたいと思います。この発達節目以前のお子さんですよね。ですから、個人差というのはあまり考慮すべきではない。つまり、この8歳のお子さんの書いたお手紙、表明された、いじめられている、死にたいよという、こうした2年生の文字に表現されたものは意見として、うそでも推論でもなく、子供が感じているそのままの素直な意見の表明として受け止めるべきだと思います。私も実際にこの年齢の子供たちとたくさん関わっていますが、この年齢の子供たちはまだ本音と建前がありませんし、うそや推論で物事を言うことはできません。また、具体的操作期のお子さんは抽象的な概念だとかを組み立てることも不可能です。そうしたおさんは、思ったこと、感じたことをそのまま表明しています。このことは、校長先生、聴き取りからもこういったご認識があったということは以前もお話しさせていただいたとお

りです。それにもかかわらず、いじめられている、死にたいという、この2点を別の論理に置き換えて理解したということについては、私は大きな問題だというふうに感じていきますので、その点について皆さんのご意見をいただきたいと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。伊藤委員、今の点ですね、当該児童の死にたいというお手紙についての校長の捉え方がどうかということは前回の委員会でもある程度議論して、本日配付しました論点整理表の1枚目の一番下にこの論点と各委員の意見が書いてございます。これで不十分な点があれば、また次回以降にご指摘をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(伊藤委員)

了解しました。

(小野部会長)

甲斐田委員、どうぞ。

(甲斐田委員)

今の伊藤委員のご意見、つまり死にたいというお手紙の扱いについて、前回議論になったのは、生命身重大事態該当性を判断するときの判断材料としての死にたいよというお手紙の評価や、周囲の大人がその評価を間違っただんじゃないかというような、そういう話だったと思います。その生命身重大事態該当性の部分でももちろん取り扱わなければいけない必須の素材だと思いますけれども、確かにおっしゃるとおり、学校の対応の問題性、改善点の指摘というような項目の中でも、やはり死にたいというような気持ちを伝えるお手紙についての扱いが不適切であったんじゃないかというような視点を入れ込むというのは、それは違う問題についてそこを示す重要な材料というようなことで、伊藤委員のその点の意見について賛成します。ここまで一区切りして、あともう一つ、最初にお尋ねのあった、つまり学校の対応という項目の中で取り上げるべき事項、ほかにもないかというようなことについてお尋ねがあったと思うんですけども、そこのところについての意見としてですね、私の報告書の案であるだとか、そういうようなところでも触れていて、その例えば8ページの下のところ、学校の対応について私が問題と想っているところの頭出しとかもしてるんですけども、8ページの下から9ページの上ですね。つまり学校の保護者同士の面談のセッティングというものがあったと思います。当該児童の保護者と関係児童のうちの1人の保護者さんと教員らが立ち会って面談を話し合いというものを学校がセッティングしたというようなことがあったと思うんですけども、その中での……

(小野部会長)

甲斐田委員、ちょっと途中ですみませんが、その論点は次の保護者に対する学校の対応の問題……

(甲斐田委員)

ああ、なるほど、申し訳ない。じゃあ項目分けが私と違ってたということですね。はい。そこも私も学校の対応に含めてたんですけども、はい、そのところはきちんと取り上げるということであれば結構です。失礼しました。

(小野部会長)

それじゃあ、ちょっと時間の関係が来ましたので、ここら辺でこの議題については締めさせていただきます。次回はその当該児童に対する学校の対応についてのその他というものとして、今、伊藤委員からありましたように、8月24日の死にたいというお手紙に対する学校の対応がどうだったか

という、先ほど甲斐田委員がご指摘ありましたように、これについては前回の委員会での議論は重大事態に関するものとして議論しましたので、やはり切り口として異なる部分もあるかと思しますので、次回はその点から議論を進めたいと思います。それで、今回、冒頭に申し上げましたように、この後、ご遺族の要望書に対する回答と今後の聴き取り調査について議論したいと思いますので、この時点で公開は終了させていただきたいと思います。したがって、傍聴の皆様とマスコミ関係の皆様はここで公開の部分、終了ということで、ご退室をお願い申し上げます。

〔傍聴者退室〕